

# 関西労働者安全センター

# 関西 労 災 職 業 病

関西労働者安全センター

2011. 9.10発行〈通巻第416号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 国の不作為、不問に付す 不当極まる大阪高裁判決  
大阪泉南アスベスト国家賠償請求訴訟 ..... 2
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その17 古川和子 ..... 7
- アスベスト報道ダイジェスト 2011年8月 ..... 9
- 全国労働安全衛生センター連絡会議総会のお知らせ ..... 10
- 韓国からのニュース ..... 11
- 前線から ..... 16
- はつりじん肺損害賠償訴訟 調査囑託申立受理 大阪／進められる原  
子力発電所の外国人技能実習計画 大阪

8月の新聞記事から／19  
表紙／判決法廷に入る大阪泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団  
2011年8月25日(今井明撮影)

# 国の不作為、不問に付す 不当極まる大阪高裁判決

## 大阪泉南アスベスト国家賠償請求訴訟

掲げられた「不当判決」の4文字。手に持つ奥村昌裕弁護士の顔に無念の怒りがにじんだ。

大阪高裁の三浦潤裁判長は原告全面敗訴の逆転判決を残して判決直前に退官。判決は後任裁判長が代読した。判決は、泉南のアスベスト被害についての国の規制権限不行使に関して、一言でいえば「国はそれなりによくやっていた、賠償責任があるなんてとんでもない」といわんばかりの内容であった。

原告が勝訴し、画期的とされた大阪地裁判決（2010年5月19日小西義博裁判長。ただし、「工場外の住民については石綿疾病ではないと門前払いした」「1960年より前にしか曝露歴のない原告には責任がない」など全面勝訴ではなかった。）が国の賠償責任を認めた法律判断上のポイントは次の点だった。

### 【1960年時点の国の違法性】

- ・国はじん肺対策のために旧じん肺法が成立した60年までに防止策を策定することが求められていた。
- ・防止策の中核である局所排気装置を設



8月25日裁判所前（今井明撮影）

置する技術的基盤はあり、粉じん測定機器もあったのだから、国には60年の旧じん肺法成立までに石綿粉じんの抑制措置を使用者に義務付けることが求められていた。しかし国はこの時点で省令を制定せず、71年の旧特定化学物質障害予防規則（特化則）まで、排気装置設置を義務付けなかった。このことは、権限不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くもので、違法であった。

### 【1972年時点の国の違法性】

- ・1972年には粉じん測定機器も実用化され、日常的に粉じんの濃度を測定できるようになった。特化則では6カ月以内ごとに1回、濃度を測定し、記録を保存する

ことが義務付けられたが、被害を予防するため、測定が実行されることを担保する措置として測定結果の報告及び改善措置を義務付けることが必要であり、報告義務、改善義務を課することにさほどの障害があったとは認めがたい。そうすると、これらの措置を義務付けなかったことは許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠き、違法であった。

つまり、「国は、決定的に重要なことを「出来た」にもかかわらず「やらなかった」と大阪地裁は判断して、国家賠償責任を認めたのだった。

そして、忘れてはならないのは、あまりに悲惨で深刻な泉南アスベスト被害の実態を踏まえての真剣な司法判断だったという点だ。

「これは、あまりに怠慢ではないか」

「やることをやっとならばこんなことにはならなかったではないか」

「こうした被害を再び起こしてはいけない」



判決後抗議集会（今井明撮影）

そうした意味が込められた判決だった。

ところが、今回の大阪高裁三浦判決は、そのすべて、法律論だけではない、石綿被害に真剣に向き合おうとした司法の姿勢をまるごとひっくり返した。三浦判決は、局所排気装置の義務づけは昭和30年代半ばでも技術的に無理だった、というが、戦艦大和と零戦を作った国で何を言うか！

泉南の石綿被害に国家賠償責任を認められないとする法廷が存在し、裁判官が存在しているのだという事実を負けてはならない。そんな日本であってはならない。

原告団、弁護団は様々な議論を経てすでに最高裁に上告した。

大阪高裁三浦判決はすべての石綿被害者にむけられたものと、すべての石綿被害者、被害者に心をよせる人たちは感じたはずだ。

法廷では多くの石綿被害者が加害企業、国、メーカーを相手取って闘ってきたし、今、闘っている。日本で、世界で。

「負けてたまるか！」

次頁に、「判決後に出された原告団、弁護団の声明全文」と毎日新聞に掲載された村松昭夫弁護団副団長のインタビュー記事を紹介し、少し長くなるが、柚岡一禎さん（泉南地域の石綿被害者と市民の会代表）の文章（「アスベスト惨禍を国に問う」かもがわ出版より）を引用させていただく。

判決文は、<http://www.asbestos-osaka1.sakura.ne.jp/2011/09/post-56.html>から。

## 声 明

2011 (平成 23) 年 8 月 25 日

大阪泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団  
泉南地域の石綿被害と市民の会  
大阪泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会

### 1 (冒頭部分)

本日、大阪高等裁判所第 14 民事部は、大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟第 1 陣・原告 32 人・被害者 26 人)において、国の責任を認めた大阪地裁判決を取消して原告の請求を棄却する不当判決を言い渡した。

### 2 (判決の要旨部分)

本判決は、不当にも、一審原告らの主張する国の不作為責任を一切認めなかった。

### 3 (判決の問題点)

大阪泉南地域は、戦前から 100 年にわたり、石綿紡織業が発展し、零細小規模の工場が集中立地していた。国は、70 年前に大阪泉南地域の石綿工場労働者を対象とした自らの調査によってアスベストの危険性を知っていた。にもかかわらず、国は、戦前は軍需、戦後は経済成長を優先させて、泉南地域の事業主、労働者やその家族、近隣住民に対して危険性情報の提供や必要な対策や規制を怠った。泉南地域は国の経済発展の捨て石にされ、その被害は、長期、広範、深刻なも

のとなった。国に泉南被害の発生と拡大に責任があることは明白である。それゆえにこそ、昨年 5 月 19 日の大阪地裁判決は、アスベスト被害について、はじめて国の責任を認め、しかも、全損害について賠償責任を認めたのである。

しかるに、本判決は、不当にも大阪地裁判決を取り消した。これは、アスベスト被害の原点である大阪泉南地域の被害と国の加害の事実から目をそむけ、国民の生命、健康よりも経済発展を優先させた国の責任を不問に付すものであって、許し難く、信じ難い暴挙である。また、本判決は、国の不作為の責任を認めた筑豊じん肺最高裁判決以降の一連の司法判断の流れに全く逆行する極めて不当な判決である。そして、アスベストによる深刻で悲惨な生命、健康被害という最大の人権侵害を目の前にしながら、これを救済しなかったものであり、法的正義の実現と人権救済の砦としての裁判所の役割を自ら放棄したもので、強く非難されなければならない。

原告団、弁護団は、満身の怒りをもって、大阪高裁第 14 民事部の裁判官らに対して、本日の不当判決に抗議する。

### 4 (決意部分)

私たちは、大阪泉南アスベスト国賠訴訟の 1 陣訴訟、および 2 陣訴訟 (原告 55 人、被害者 33 人)そして裁判を提起することなく亡くなった被害者ら、さらには、アスベスト被害で苦しむ全国の被害者のためにも、本日の不当極まりない判決に屈することはできない。

本日の不当判決にかかわらず、国に国民の生命・健康を最大限尊重し、守る憲法上の責務があることは疑いないことである。また、泉南アスベスト被害の早期救済と解決を求める声は今や広範な世論である。原告団、弁護団は、不当判決に対して直ちに上告

するとともに、引き続き、国に対して、泉南アスベスト被害の全面解決を求めて最後まで闘い抜くことを決意する。

以上。

おおさか発・プラスαルファ

トーク&トーク

原告弁護団副団長  
村松昭夫さん

聞きたい

——高裁判決は新たな化学物質による被害の懸念があるからと製造、加工を禁止した

救済の流れ無視

——高裁判決は新たな化学物質による被害の懸念があるからと製造、加工を禁止した

泉南石綿訴訟 二審逆転敗訴



むらまつ・あきお 1954年山梨県生まれ。80年京都大学法学部卒。82年大阪府弁護士登録。同時に西淀川公害裁判弁護団に参加し、国の責任(道路公害)追及などを担当。同訴訟は95年に企業9社と、98年に国・旧阪神道路公団と、それぞれの公害責任を認めた判決を受け和解。06～08年日弁連公害対策・環境保全委員会委員長。現在、公益財団法人公害地域再生センター(あおぞら財団)理事長、全国公害弁護団連絡会議幹事長。

経済優先の暴挙

「適時にかつ適切に」規制しなければならぬと厳格に判断しました。以上が憲法を基に、四公害裁判やじん肺裁判の中で、獲得し、確立してきたものです。今回の判決は、規制権限の行使にあたって、産業の発展

を考慮するべきというもので、被害者救済の流れを一面だけにせよ縛り去ろうとしている重大な判決といえます。

「7年に石綿粉じん濃度の測定と記録が義務づけられ本格的に法令規制が始まりました。第一審は規制の実効性がなかったことを国の責任としましたが、二審の判断は、

「7年に石綿粉じん濃度の測定と記録が義務づけられ本格的に法令規制が始まりました。第一審は規制の実効性がなかったことを国の責任としましたが、二審の判断は、

「7年に石綿粉じん濃度の測定と記録が義務づけられ本格的に法令規制が始まりました。第一審は規制の実効性がなかったことを国の責任としましたが、二審の判断は、

「7年に石綿粉じん濃度の測定と記録が義務づけられ本格的に法令規制が始まりました。第一審は規制の実効性がなかったことを国の責任としましたが、二審の判断は、

「7年に石綿粉じん濃度の測定と記録が義務づけられ本格的に法令規制が始まりました。第一審は規制の実効性がなかったことを国の責任としましたが、二審の判断は、

「7年に石綿粉じん濃度の測定と記録が義務づけられ本格的に法令規制が始まりました。第一審は規制の実効性がなかったことを国の責任としましたが、二審の判断は、

「7年に石綿粉じん濃度の測定と記録が義務づけられ本格的に法令規制が始まりました。第一審は規制の実効性がなかったことを国の責任としましたが、二審の判断は、

「7年に石綿粉じん濃度の測定と記録が義務づけられ本格的に法令規制が始まりました。第一審は規制の実効性がなかったことを国の責任としましたが、二審の判断は、

大阪泉南アスベスト国家賠償請求訴訟 石綿紡織工場に働いた人らが2006年に提訴。10年5月の1審判決は、石綿粉じんの局所排気装置設置の義務化が遅れたことと国の責任を認定し、原告28人への約4億3500万円の賠償を命じた。今年8月25日の控訴審判決は原告が全面敗訴し、上告した。

## 『アスベストの惨禍を国に問う』より

「・・・戦前から戦後にかけて、泉南の石綿紡織に関わった人たちの中に在日コリアン、被差別部落、地方出身者が多数いたことが、石綿被害を覆い隠し、もしくはみえにくくしたひとつの原因ではないかと考えている。マスコミが取り上げ被害の実態がかなり明らかになった今も、泉南の石綿問題に口を閉ざす人が多いのには、このような背景があるように思う。

誤解を恐れずに言えば、日本社会の底辺で生きる人たちの行き着いた先が泉南の石綿だった。彼らは貧しさゆえに、汚れ仕事も長時間の過酷な労働も厭わなかった。経営者は大した資本をかけずに必要なら自分と家族の労力も投入したし、労働者は労働者で教育水準や技術訓練を要求されずに、働いたその日から収入を得ることができた。

菜っ葉服を着て出入りする石綿労働者に、住民は「無関心」の一方、一種の蔑みの目を向けていたように思う。零細な紡績工場に

通う者を「こうばいき（工場行き）」と呼んで、一段低位に見ていた。また仕事が嫌いで怠惰なものがあると、「イシワタ工場に放り込むぞ」などと脅したという話も聞いた。当時泉南で、繊維労働者として働いた者たちの立ち位置が分かる。

毎日頭や顔に白い粉じんをつけたまま帰ってくる石綿労働者は、「こうばいき」の典型だった。イシワタの病気のことも日頃聞いて知ってはいるが、所詮は彼ら「こうばいき」の話で我々には関係ない。住民の意識はこの程度あったように思う。地元行政が石綿被害に鈍感で、市民の会から指摘を受けた今も調査に乗り出すことに消極的なのも、このことと関係があるかもしれない。

だからこそ思うのである。国が対処する必要があったと。工場内外の凄まじい石綿飛散の実態をつかみ、対策の必要を記録に留めていたのは国だった。自らの調査で石綿の人体リスクがただならぬことを知っていたのも国だった。やろうと思えばできた

はずだ。集塵装置や防護服の開発は、戦前は戦艦大和の、戦後は世界に冠たる電子技術のほんの一部を持ってすれば容易だったろうに、それもしなかった。

それさえもせずに、国は産業政策優先で泉南に石綿を押し付けた。泉南の石綿業100年の歴史は石綿被害の歴史であった。・・・」（柚岡一禎）



厚労省抗議行動 8月29日

## 連載 それぞれのアスベスト禍 その17

### 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

#### 肺がん労災認定の厚い壁

石綿ばくろ作業に従事していた労働者が肺がんを発症した場合は、平成18年2月9日付の厚生労働省通達により以下の労災認定基準が定められている。「肺がんについては、これまで石綿肺の所見が得られない者に発症したものは、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維が認められるとの医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あるものを業務上と認定していたが、石綿小体又は、石綿繊維量が一定量以上認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくても認定することとしたこと。」石綿ばくろ期間が10年未満であっても、一定の条件を満たした場合は労災認定の可能性のあることを示した。この改正は石綿被害労働者救済にとって大きな前進ともいえるが、一方では未だに理不尽な認定基準に苦しんでいる被災労働者もいる。

9月8日、神戸地裁において「胸膜プラーク」に関する証人尋問が行われた。原告は丸本津枝美さんで、肺がんにより死亡した夫故丸本佐開さん（享年66歳）の労災認定訴訟だ。「造船所勤務だった夫は、タバコも吸わなかったのに肺がんになった。アスベ

ストが原因に違いない」として労災申請をした。しかし監督署で不支給決定、労働局・労働保険審査会などで棄却され、現在は行政訴訟で争っている。

故丸本佐開さんは川崎重工（後の川崎造船）に就職して、出向勤務等を除いては23年間の現場勤務歴がある。H14年6月に肺がんの告知をされたとき、喫煙歴のない佐開さんは「アスベストが原因では？」と病院の医師に尋ねた。しかし医師の答えは「（アスベストは）今は使われていないから」というものだった。そしてH15年3月2日、67歳の誕生日を目前にして佐開さんは短い闘病生活を閉じた。後にこの医師からは監督署に対して「アスベスト関連の所見なし」との意見書が提出されている。

H17年6月末のクボタショックにより、妻の津枝美さんは夫とアスベストの関連を確信した。ひょうご労働安全衛生センターの支援により労災申請に至ったが、結果は前述の通りだ。夫の「アスベストが原因では？」という言葉が忘れられなくて、津枝美さんは支援団体の協力を得ながらH20年10月10日、労災認定を求めて神戸地裁に提訴した。そして提訴から約3年経とうとした9月8日、「胸膜プラーク所見有り」と診断書を書いた芝病院（東京都）の藤井医師の

証人尋問が行われた。傍聴者でいっぱい埋められた傍聴席。東京からは古川武志弁護士、アスベストセンターの斎藤洋太郎さんも駆けつけた。数多くのレントゲンフィルムが用意され、藤井医師からは「胸膜プラーク」と判断する詳細な説明があった。明らかに突起している部分と明解に白色が濃くなった部分がある。どの説明をもってしても納得のできるものだった。しかし、国側の反論もまたその隙間を突いていた。そして最後には藤井医師の経験や役職などの質問をことさら詳細に行うに及び、傍聴席からは「汚い！」とのブーイングもささやかれた。この手法は、泉南国賠の時も同じだったと記憶している。

丸本さんのケースは、手術や解剖をしていないので画像のみの判断になる。確かに難しい判断ではあるが、仮に手術や解剖をしていても同じようなことがあると思う。それは患者の為に所見を見つけようとして診る医師と、ただ単にフィルムを診ている医師の違いだ。

私の夫は、10年前のH11年3月に肺がんで死亡した。存命中に労災申請を行い、不支給決定・棄却を繰り返して、死亡する1ヶ月前にやっと労災認定にこぎ着けた経緯がある。労災認定を阻んだ要因のひとつは「胸膜プラーク」だ。監督署の診査医、労働局の診査医はともに「胸膜プラーク無し」の意見だった。しかし納得のできない私は図書館で出会った本を頼りに東京の海老原医師のもとを訪れて「胸膜プラークあり」の診断を得た。その直後に「これは石灰化したプラークです。どうしてこれが無い事になったの

でしょう。意見書を書きます。」という当時の主治医の意見書を提出して労災認定が決まった。まだ若いその主治医は、夫の解剖に立ち会った直後に「胸膜プラークが有りました」と私に報告してくれた。解剖により確認できたことは、彼にとっても大きな確信に繋がったのだろう。

その後、夫の解剖所見に「胸膜プラーク無し」の文字を見た私は、病院宛に内容証明を出した。「胸膜プラークが無ければ、夫の労災認定はいったいどうなるのか？」という不安も重なっていたからだ。病院側の答えは「胸膜プラークは無いけれども、肺の繊維化所見があったので石綿肺によるものと認める」となった。しかし石綿小体の計測は為されていなかった。信じられないような、国立病院（当時）の回答に唖然とした。更に胸膜プラークが無いとされた理由には「確かに有ったけれども、まだ完成度が低くて、これをプラークとは言えない」と著名な病理医師の回答が添えられていた。

釈然としない私は、夫のレントゲンフィルムを専門の医師に読影して貰った。読影した全ての医師が「石灰化を伴う胸膜プラーク」だと診断している。そして私は、「そこに存在するものでさえ無くなる」として処理されることの空恐ろしさを感じた。

国立病院の主治医は、「酷い症状のレントゲンを多く診ているから、この様な小さな症状は無い事になるのでしょうか」とつぶやいた。その若い医師の言葉は、今でも私の脳裏に鮮やかに残っている。肺がんの労災認定率が低い現状は、医師達のこの様な判断が石綿被災労働者救済に大きく係わってい



のだろう。

今回の丸本さんケースでは、労働基準監督署に「アスベスト関連所見無し」と意見書を書いた医師の尋問は本人の希望で行われたいという。その人の生きざまさえも左右する意見書を書いた医師は、きっちりと公

開の場で意見を述べて欲しいものだ。私は、医師とはその様な立場にあるものと信じている。

肺がん労災認定の厚い壁は、認定基準そのものでは無く、担当する医師の姿勢の中に有るのだと改めて感じた。

## アスベスト報道ダイジェスト 2011年8月

8/3 建設作業中に吸い込んだアスベストで健康被害を受けたとして、京都府内の建設作業員10人と、遺族1人が国と建材メーカー4社に計4億2350万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が、京都地裁であった。国とメーカー側は答弁書を出し、争う姿勢を示した。寺前武夫原告団長が意見陳述。石綿の危険性を知らないまま大工として働き、肺がんを患った経緯を述べ「国と建材メーカーが有害性を認識したうえで、建設労働者に石綿を使ってきた」と訴えた。

8/19 パイプ製造会社「富士化工」（静岡県富士市）の託児所に幼少時に預けられた女性（42）が、母親の衣服に付着したアスベストを吸って胸膜中皮腫となり今年7月に死亡、女性の夫ら家族4人は約9176万円の損害賠償を同社に求める訴訟を静岡地裁に起こした。同社従業員だった母も昨年3月、胸膜中皮腫と診断され、同年11月に死亡している。

8/25 大阪府泉南地域のアスベスト工場の元労働者や近隣住民ら32人が、アスベストによる健康被害の損害賠償を国に求めた訴訟の控訴審判決が大阪高裁であった。三浦潤裁判長は、国の不作為責任を初めて認めた1審の大阪地裁判決（昨年5月）を取り消し、原告側逆転敗訴の判決を言い渡した。高裁は「国が1947年以降、健康被害の危険性を踏まえて行った法整備や行政指導は著しく合理性を欠いたとは認められない」と、国の責任を否定した。原告側は上告する方針。高裁は、労働者の安全確保に関する旧労働大臣の規制権限のあり方について「化学物質の危険性が懸念されるからといって、ただちに製造、加工を禁止すれば産業社会の発展を著しく阻害しかねない」と指摘。規制の判断要素になる医学的知見などは変化するため、権限行使の時期や内容は「当該大臣によるその時々的高度に専門的で裁量的な判断に委ねられている」と、行政の広範な裁量権を認め、「健康被害が発生した場合も、規制権限の不行使がただちに違法にはならない。許容される限度を逸脱して、著しく合理性を欠くときに限り違法」とした。

8/26 労災認定の時効（死後5年）を理由に補償請求権を失ったアスベスト関連患者の遺族らの救

済措置を復活、延長する改正石綿健康被害救済法は参院本会議で全会一致で可決、成立した。救済措置が当面10年間延長される。現行石綿救済法は時効救済する被害者の死亡時期を06年3月27日（同法施行日）よりも前としたため、今年3月末から新たな時効の救済が打ち切られていたが、改正法は、施行日から10年が経過する16年3月27日前までに死亡した被害者に拡大する。また、労災外の石綿被害や労災時効で救済請求できる期限も、来年3月までなどとしていたのを10年間延長する。

本土復帰前に在沖米軍基地を離職し、その後死亡したアスベスト被害者の遺族について、厚生労働省は石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象に加えることを決定し、各都道府県の労働局長宛てに通知した。復帰前の従業員は米軍による直接雇用を理由に、日本の労災保険法などの対象から漏れ、遺族も補償の枠外に置かれてきた。厚労省は、復帰後と基地内の就業実態が同一であるといえることや、復帰前に米国の事情で大量解雇があったことを考慮した。給付対象は復帰前の基地内作業に従事し、石綿が原因とみられる肺がんや中皮腫、びまん性胸膜肥厚などで死亡した元従業員の遺族。2016年3月26日までに死亡し、米国への請求権が時効で消滅した被害者遺族に適用される。

8/28 アスベストによる健康被害を認識しながら必要な対策を怠ったとして大阪府南部の泉南地域の元工場労働者らが国に賠償を求めた訴訟で、原告団総会が同府泉南市で開かれ、1審判決を取り消し逆転敗訴とした大阪高裁判決を不服とし、31日に最高裁に上告することを決めた。



# 全国労働安全衛生センター連絡会議 第23回総会は 11.26-27 札幌開催

【第一報】

日時：2011年11月26日(土)14時～27日(日)12時

会場：ロイトン札幌 (<http://www.daiwaresort.co.jp/royton/>)

〒060-0001 札幌市中央区北1条西11丁目 TEL 011-271-2711

## ■働く者の健康セミナー・札幌

11月26日(土)14時～17時、セミナー参加費 1,000円

※以下の①または②を選んで10月末までに主催団体にお申し込みください。

### 【セミナー① アスベスト】

人類史上最悪の産業災害とも言われるアスベスト被害の、北海道及び全国の現状と課題、健康被害の補償・救済をはじめとしたアスベスト対策の最新動向に加えて、東日本大震災におけるアスベスト問題も取り上げます。報告者として、以下の方々を予定しています。

本田哲史医師(札幌緑愛病院職業病センター所長)

古谷杉郎(全国労働安全衛生センター連絡会議事務局長)

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北海道支部

北海道建設アスベスト訴訟原告団・弁護団、その他

### 【セミナー② メンタルヘルス・ハラスメント】

いま職場でもっともホットな話題のひとつ、メンタルヘルス・ハラスメント、具体的な相談に第一線で対応している担当者の経験から、精神障害等の労災認定基準の改正を含めた行政の最新動向、今後の職場での取り組みや対策のあり方まで取り上げます。報告者として、以下の方々を予定しています。

天明佳臣医師(全国労働安全衛生センター連絡会議議長)

松浦俊一(北海道勤労者安全衛生センター事務局長)

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター

全国労働安全衛生センター連絡会議メンタルヘルス・ハラスメント対策局、その他

## ■懇親会

11月26日(土)18時～19時半、懇親会参加費 5,000円

## ■第23回総会

11月27日(日)9時～12時

## ■宿泊

会場のロイトン札幌に、ツインルーム 8,500円、ツインルームのシングルユース 7,500円で手配することができます。ご希望の方は、10月末までに主催団体にお申し込みください。

## ■懇親会

全国労働安全衛生センター連絡会議 03-3636-3882 joshrc@jca.apc.org

NPO 北海道勤労者安全衛生センター 011-272-8855 safety@rengo-hokkaido.gr.jp

北海道医療生協札幌緑愛病院職業病センター 011-883-0330

## 韓国からのニュース

### ■勤労福祉公団の職業性癌労災不承認乱発、糾弾する / 金属労組、職業性癌の集団労災申請を提出

金属労組は10日、勤労福祉公団の前で集会を行って、職業性癌の集団労災申請を提出した。労組は「勤労福祉公団は職業性癌の患者に対する基本的な疫学調査も行わず、無責任に労災不承認を乱発している」。「もっと大きな問題は、勤労福祉公団が未だに『職業性癌』の業務関連性に関する災害認定基準もない状態であるにも拘わらず、不承認を乱発していること」と話した。

続いて「30年以上シンナー、ペイント、ベンゼンに囲まれて働いた労働者が、やっとなんかの判定を受けた」とし、「金属労組は発癌物質のない作業場作り、発癌物質のない世の中作りの運動を引き続き行う」と明らかにした。

金属労組は2010年から、所属の64事業場を対象に作業過程で使われる9千種の化学物質について、専門研究機関と共に発癌物質実態調査を行った。調査結果によると870(10%)の製品で癌の誘発性が高い1～2級発癌物質が確認された。切削油には環境汚染物質の塩化パラフィンが、塗料には重金属の六価クロムと環境ホルモンのフタレートが検出された。洗浄剤やシンナーに使われる77種の製品では、白血病を誘発する1級発癌物質のベンゼンが検出されるなど、発癌性基準0.1%を超える製品が8種も検出された。

金属労組はこの調査を土台に4月28日、14人を職業性癌で勤労福祉公団に労災申請し、今日16人を追加で申請した。今日の労災申請は起亜自動車、現代自動車、錦湖タイ

ヤなど自動車完成車支部を中心に行われた。現在まで職業性癌で労災承認を受けたのは1件で、不承認は4件だ。

これに対してムン・キルジュ金属労組労働安全保健局長は「金属労組の事業場で職業性癌の相談を行った結果、160件を超える相談が寄せられ、爆発的に増加している」。「9月、10月には100人余りの労災申請を組織し、職業性癌の労災承認を受けるまで労災申請を続ける」と話した。2011年8月10日 民衆の声 ヤン・ジウン記者

### ■労働部、産業災害の多い中小企業164社の名簿公開

雇用労働部が15日、ホームページに産業災害が多く発生した中小企業164社の名簿を公開した。

労働部が今回公開した中小企業は、常時使用する労働者100～150人未満の事業場のうち、産業災害が多く発生した事業場だ。これに先立って労働部は、8日に産業災害が多い大型事業場164社を公開した。

労働部が公開した中小企業のうち全北・群山の輸送用機械製造業者は災害率が12.9%で、労働者140人中18名が負傷した。忠南・燕岐郡の林業分野の業者の場合は災害率が7.8%で、労働者103人中8名が負傷した。

労働部側は、企業の経営主が会社の発展のために労災予防活動に積極的になってくれるよう求めた。2011年8月15日 民衆の声 ヤン・ジウン記者

### ■起亜車で初の発癌物質による労災認定 / 福祉公団「白血病と塗装工場の業務に因果関係あり」

起亜自動車の光州工場で働き、白血病で亡くなった労働者に対して、勤労福祉公団が業務上災害を認めた。起亜車で発癌物質による白血病が労災認定されたのは、今回が初めて。

公団は22日「起亜車光州工場の塗装1部で働き、急性リンパ腺白血病の診断を受けて、3月に亡くなったチョ・某氏が申請した療養申請を、最近認めた」と明らかにした。これによって亡くなったチョ氏の遺族は遺族手当を受けられることになった。

公団は「チョ氏の業務内容・勤務期間・職業履歴および疫学調査などを総合的に検討した結果、業務と申請傷病の間に相当因果関係が認められる」とした。

チョ氏は89年12月に起亜車に入社し、21年近く塗装工場だけで仕事をした。金属労組起亜車支部光州支会は、この日の報道資料で「使用者側との協議によって塗装工場勤務者の白血病検査を直ちに行う」とし、「発癌性物質の調査活動を行って化学製品と作業環境の改善に万全を期す」と明らかにした。

ムン・キルジュ金属労組労働安全局長は「この間に塗装工場で白血病がしばしば発生し、労組所属の事業場64ヶ所を調査した結果、塗装工場の半分程度が発癌物質を使っていた」。「労災承認によって塗装工場の発癌物質使用による被害が認められた以上、政府が正確な実態調査を始めなければならない」と話した。2011年8月23日 毎日労働ニュース ユン・チャウン記者

### ■清掃労働者に休憩室、シャワー室の提供が義務化される

今後、清掃業者と請負契約を結んだ事業主は、清掃労働者の休憩室とシャワー室など衛生施設を設置しなければならない。

雇用労働部は25日、このような内容を骨

子とした『産業安全保健法施行令および施行規則改正案』を立法予告した。

改正案によれば、事業を請負わせる事業主は、業種に関係なく、請負業者に所属する労働者のために衛生施設(休憩室、洗面、入浴施設、洗濯施設など)を設置できるように場所を提供したり、事業場内の衛生施設を利用できるように協力しなければならない。これに違反した場合、500万ウォン以下の過怠金が賦課される。

雇用部はこの改正案が施行されれば、劣悪な労働環境に曝されている清掃労働者などの労働環境が大きく改善されるものと期待している。これと共に、改正案には事業主が事業場で使う化学物質の有害性を労働者にきちんと知らせる対策も含まれた。

合わせて今回の改正案には、事業主が建設日雇労働者を新規採用する度ごとに実施する教育を建設業レベルの基礎安全教育の履修制として対処し、プレスなど労災事故が多く発生する機械の有害性と危険度によって合理的に再分類する内容も含んでいる。

雇用部は来月14日までに改正案に対する意見収斂を経た後、法制処の審査とともに閣僚会議の議決を経て、遅くとも来年1月26日までに公布・施行する方針だ。2011年8月25日 民衆の声 チョ・ハニル記者

### ■男性中心の作業場が女性労働者の健康をダメにする／専門家たち「雇用形態別・身体特性別安全保健対策が必要」

女性の経済活動参加が増えて低出産問題が深刻な社会的懸案に浮上し、女性の健康権に対する関心が日増しに高まっている。しかし産業現場の労働のやり方や生産工程は依然として男性中心に編成されている。女性と男性の身体的・生理的構造が違うため、このような特性が反映されることなく

健康・安全対策が立てられているのも問題点と指摘されている。

チョン・ヘソン・カトリック大医科大学保健大学院教授(韓国産業看護学会長)は「女性が男性に比べて劣悪な雇用構造と身体構造を持っているため、雇用形態別・生涯周期別の安全対策を別途立てる必要がある」と主張した。

イ・ボキム蔚山大看護学科教授は母性保護に関して「新しく制度を作ることより、実効性ある対策を作る必要がある」と提案した。

産業安全保健研究院は今月発刊した『安全保健研究動向』でこのような内容の『女性労働者の健康権問題』を詳細に扱った。

### ■日々増加する女性労働者

我が国の15～64才の女性の、年度別の経済活動参加率は、80年の42.8%から2000年の48.3%、2010年の49.4%と増加する傾向にある。そして女性の雇用形態が男性に比べて劣悪だということは、十分に知られた事実だ。

2010年基準の男女の就職現況を雇用形態別に見ると、男性の66.7%が常用職である一方、女性は43.9%に過ぎなかった。特に女性は臨時職43.3%・日雇いが13.1%で、不安定雇用に置かれた就業者が全就業者の半分以上を越えている。

また、2009年基準で、女性の43.0%が30人以下の小規模事業場で働いている。業種別では47.7%が『不動産および公共・個人・社会サービス』に、25.4%が『卸・小売りおよび宿泊・飲食業』に従事している。その上大部分の女性が学校を卒業して就職し、結婚・妊娠・出産・育児などによって職場を辞め、30代に女性の経済活動が急激に減る『M字型』就職曲線を描いている。

チョン・ヘソン教授は「小規模事業場とサービス業種は産業安全保健政策の適用対

象から除外され、非正規職の場合も企業レベルで提供する体系的な安全保健サービスを受けるのが難しい状況」とし、「産業保健管理の死角地帯に存在する女性が多いだけに、職業特性を考慮した女性労働者の健康管理対策を模索し、政策を立てなければならない」と主張した。

雇用労働部も昨年3月に発表した『第3次労災予防5ヶ年計画』で「低熟練・高危険業種に勤め、離職が頻繁な高齢者・女性・外国人など、脆弱階層の勤労者の災害は毎年増加しているが、政府の関心と投資は微小だ」と評価した。また「女性勤労者の安全保健対策として主要な就業作業の安全保健マニュアルと、顧客相手のサービス業従事者に対する健康増進管理プログラムを開発して普及する」という対策を出した。

労働部によれば2001年に1万1639人だった女性被災者数は、2009年には1万9466人に増えた。労災被災者中の性別占有率を見ても、2000年には男性占有率が86.9%(女性13.1%)で大部分を占めたが、2009年には男性が80.1%に減り、女性は19.9%まで増えた状態だ。

### ■同じものは同じように、違うものは違うように

女性は特に男性とは違った身体的・生理的構造・機能を持っている。しかし私たちの社会の産業体系が男性中心に発展し、事業場(工場)内の作業工程と機械の構造などは男性中心に偏っている。

チョン・ヘソン教授は「平均的に女性は男性に比べて背は約10センチ低く、体重は5キロ軽いのはもちろん、脚は短く骨盤が大きく、身体が中心が男性より下にある、活発な動きには不利」とし、「このような女性の身体的・生理的特徴を業務と産業安全対策では考慮しなければならない」と話した。女性は男性に比べて重い物を持ったり、永く

立っていることを繰り返せば、生理不順はもちろん酷く、内蔵下垂や子宮下垂などの疾患が現れることもある。

彼女はこれにより「生涯周期別に各々別の、女性健康対策を準備する必要がある」と提言した。出産・養育期の20～40才の既婚女性は、他の年齢層に比べて全般的に健康が良い時期ではあるが、家事労働と職場生活の並行で、個人の健康管理のために努力したり自分のための時間を確保しにくいいため、これに対する対策を立てなければならないということだ。企業や社会が妊娠・出産・養育に関する基本的な情報を提供して支援するのはもちろん、適度な運動プログラムを提供することを当面の試みとして提示した。

また50～55才の中年期の女性は、閉経に伴う骨粗しょう症・筋骨格系・心血管系疾患など、更年期症状が現れ、情緒的な変化も起きる。零細・小規模事業場や製造業・サービス業に従事する中年女性は、激しい肉体労働を要求する作業に低賃金で雇われているケースが多く、健康管理の必要性が一層大きい。55才以上の老年期の女性は、このような症状がもっと深刻になる。

チョン・ヘソン教授は「女性と男性の身体的・生理的特性が違い、雇用労働環境でも性別による違いが生じているのだから、性認知的な観点から女性勤労者の健康管理に、社会的責任を負わなければならない必要がある」と指摘した。

すべての問題を、性別差のない同じ物差しで見るとはならず、『同じものは同じように、違うものは違うように』待遇する相対的平等法理によって、男女の身体・雇用・労働環境の特徴に合った別々の対策を準備しなければならないということだ。

#### ■制度は優秀、社会的認識は?

イ・ボキム蔚山大看護学科教授は「全就業

女性勤労者のうち40%程度が25才以上35才未満の可妊期の年齢帯にあるので、これらの母性保護対策が切実だ」と主張した。女性勤労者の劣悪で不安定な雇用環境は、女性自身の健康を害するだけでなく、次世代の労働者を再生産する母性機能にも可成りな影響を与えるためだ。

母性保護とは、女性の生理・妊娠・出産・授乳・育児などの母性機能に関する保護を意味する。女性自身だけでなく、幼・乳児をすべて保護することによって、現在と次世代のより健康で創意的な労働力を確保し、社会的費用を減少させることに目的がある。

低出産が社会的問題になり、政府もやはり勤労基準法、雇用保険法、男女雇用平等と仕事・家庭の両立支援に関する法律などで、△生理休暇、△産・前後休暇、△流・死産休暇、△妊・産婦の勤労禁止・制限、などの制度を導入・強化した。

毎年このような制度を利用する女性労働者が増加してはいるが、まだ低調な状態だ。例えば、職場に通って子供を産んだ全女性労働者のうち、産・前後休暇手当を受給した労働者は2009年基準で34.5%に過ぎない。

イ教授は「産・前後休暇制度の利用度が低いのは、女性勤労者の低い雇用保険被保険率(49.1%)と制限的な雇用保険手当の支援にその原因を見出すことができる」として「女性勤労者の相当数が非正規職として従事しており、雇用が不安なため産・前後休暇を利用するのが難しい状況」と話した。

2008年の産・前後休暇手当の受給者6万8526人のうち、正規職は4万1857人に達したが、非正規職は2万6669人に過ぎなかったということだ。育児休職もやはり全事業場の89.4%に当たる大多数がこの制度を導入したが、実際に制度を活用できたのは65.5%に過ぎないと調査された。

イ教授は「たとえ母性機能は女性の担当

ではあっても、母性保護が次世代の労働人口の健康に直結しているという観点から、女性だけの問題でなく、社会全体の課題であることを改めて認識しなければならない」とし、「我が国の母性保護制度は優秀な方だが、現実にはキチンと作動していないため、社会的な認識の転換と制度作動の費用の社会化、使用者(あるいは事業者)に対する処罰強化など、具体的な対案を準備しなければ

ならない」と話した。2011年8月29日  
毎日労働ニュース キム・ポンソク記者



## 明日への伝言 アスベストショックからノンアスベスト社会へ



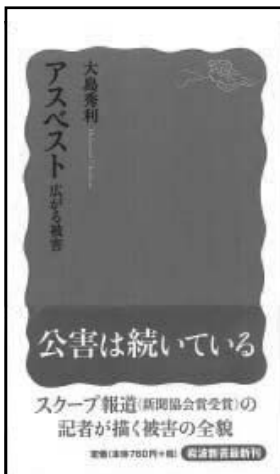
未曾有のアスベスト公害「クボタショック」の被害者が「助けてほしい、命と、心と、家族を…」と訴え、「緩慢なる惨劇」に立ち向かう医師・支援団体の取り組みの記録、会報に綴った患者と家族の生きる証の手記。

編著 中皮腫・アスベスト疾患 患者と家族の会 尼崎支部  
尼崎労働者安全衛生センター  
発行 アットワークス/2011年6月発行  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/73.html>)  
体裁 A5判・320頁・ソフトカバー  
定価 1,890円(本体1,800円+税)

## アスベスト 広がる被害

大島秀利 著

高い断熱性や耐久性から、かつては“奇跡の鉱物”といわれたアスベスト。しかし今、その微細な繊維を吸い込んだことによる健康被害が広がっている。建築物など身近に潜む危険から、被害者の声、取るべき対策まで、アスベスト報道で新聞協会賞を受賞した記者が、取材の経緯も交えながら、その全貌を明らかにする。



■岩波書店 岩波新書  
■定価 798円(本体760円+税5%)  
■2011年7月20日

# 前線から

## はつりじん肺損害賠償訴訟

### 調査嘱託申立受理

#### 大 阪

ずいぶんと時間がかかったが、ようやく原告からの調査嘱託申立が受理された。

もともと原告の記憶だけが頼りではじまった訴訟であるため、被告であるゼネコンが原告の記憶を否定してしまうと先に進めなくなってしまうのである。原告の記憶と記録にある事実とに多少の相異がある場合には、被告側から訂正をしてくるケースもあったが、30社ある被告の中でそのようなことをしてくる会社は稀である。

むしろ、多少の相異を理由に否認してくる方が主流であり、これは裁判である以上致し方ない。また、被告自身が否認の理由を明らかにすることができないケースも出てきた。ゼネコンと言っても現在も羽振り良く事業を展開している会社ばかりではなく、何度も

リストラを重ねて事業所を縮小し、人員を削減し、ついでに資料も捨ててしまったのだろう、何も示せる理由がないという会社もある。わざわざ本訴訟で挙がっている工事の確認のためにリストラで退職した元従業員に問い合わせをし、「そんなもん知るか!」と取りつく島もなくに電話を切られたという、他人事ながら笑えない話も出てきた。

そのような中、被告側からも「原告がはつり作業に従事したという建物の、その持ち主に問い合わせてもらいたい」という声があがってきた。いずれの建築物でも、建物を建てた後に設計図や下請関係資料を含めてすべて所有者（施主）に渡しているという。それを調査嘱託などで提出してもらうことができるのではないだろうか、と被告の一

部や裁判所からも提案がだされた。今までも現場の確認のために建物の所有者や管理会社に電話をかけるなどしてきたが、今回は裁判所を通じて問い合わせを行うことになったのである。

確か前任の裁判長のときからこの話は出ていたので、一年ほど準備に時間がかかったといえる。これは、原告の記憶を元に主張を展開してきたものの、もしかしたら主張上の「作業の時期」にずれがあるかもしれない、と慎重になったためである。「1990年代」や「だいたい30年前」という原告の記憶を元にしているため、この情報に基づいたまま調査嘱託を行うと、多少のずれがあることで期待される回答が返ってこないおそれがある。結局、調べられる範囲で調べ尽くし、弁護団が手に入れられる資料を可能な限り検討した上で調査嘱託の申立を行うことになった。

申立件数は全原告の主張する現場数の10%程度にあたる68件。これから2カ月の間にどのような回答が返ってくるのだろうか。ど



の原告も、実際に現場に行ったり写真をみたりすることで、新たに何かを思い出すこともある。今回も原

告らの記憶を喚起する資料になってくることを心から願いたい。

かネットで書かれてずいぶん往生した。」

C：何もこの時期に発表しなくても

「発表ではなくて、リークされてあんな記事になった。あのあと各方面に否定して回るのにたいへんだった。第一まだ両国間で原子力協定も結ばれていないのだから、技能実習生の受入れができるわけがない」

C：そもそもどういう経緯でこんな話になったのですか。

「ベトナムで原子力発電所を作る際、土木や建設を含めた基盤部分からメンテナンスまで人材を育成したい、とベトナム政府から申入れがあった。変なところに頼むわけにはいかないからと、うちに声がかかっているだけで、内容についてはまだ何も決まってない状態。でも、特攻隊は絶対にしない。」

C：とはいえ、全く構想がないわけではないでしょう。「国内電力会社と連携して実施」と書かれていますが、電力会社ではなく下請企業が受け入れることになるのでは？

## 進められる原子力発電所の外国人技能実習計画

### 大 阪

9月8、9日、ベトナムにおける原子力計画に関する二国間協議が再開された。昨年10月にベトナムにおける原子力発電所の新設に日本が参加することで両国間に合意があったものの、今年に入り実務者間協議をはじめた矢先に東日本大震災が発生したため中断していたのである。

ちょうど7月初旬にSankei Bizというニュースサイトで「ベトナムから原発技能実習生を受け入れ」という記事が出ていたこともあり、実習生受け入れ計画に名前があがっている監理団体に直接聞いてみた。

C（安全センター）：お久しぶりです。

「うん、最近どんな問題が発生してる？」

C：労災隠しは結構ありますよ。

「労災が発生したら労基署から入管に報告するからね。でも隠したら余計…あ、それ、ウチと違うやろね？」

C：いや、おたくではないのですが。そういえばいつのまにか名称も変わって公益法人になっていますね。

「そう、今年の4月から。これまで以上にきちんと運営をしなくてはならなくなったけど。」

C：加えて原子力発電所にベトナムからの実習生を受け入れるとか。

「いや、違う、違う。あれはまだ何も決まっていない。産経に書かれたけど、全然違うから。あれから、うちが福島原発にベトナム人の特攻隊を送り込む、と

「う～ん、おそらく二次下請くらいで受け入れることになるのと違うかな。」

C：二次下請では実際に作業にあたることは少ないのでは？技能実習生が所属する会社以外、たとえば三次下請や四次下請からの指示で作業をしたら「飛ばし」にあたりませんか。

「もちろん公益法人として受け入れるのだから責任は重い。当然ちゃんとやります。」

短いインタビューの最中、造船業・建設業に入っている技能実習生のことが頭に浮かんだ。比較的まともな監理団体下であって、もともと彼らが所属し

ている会社自体が口入屋のようなもので、毎日異なる親方に付いてさまざまな現場に入って行く。行政機関の立ち入り検査のあるときだけ所属会社に戻され、会社の指示通り「いつもここで作業をしています」と答えているのだから、問題になることはない。

労働災害が発生しても、本来働いているはずでない現場での事故だけに、労災隠しの被害に遭いやすく、「本当のことを病院で言うと帰国させられてしまう」というのはあながち嘘ではないだけに本人らも泣き寝入りをするケースが多い。

今回、口が滑ったと思われる監理団体の会長は「現

在、日本の原子力政策がどうなるか不透明なこともあり、ペンディングの状態となっている」と別の機会で言い直しているものの、仮に原子力発電所で外国人技能実習生を受け入れることが現実となった場合、建設業などの技能実習と同じ状況に陥るのではないだろうか。



## 頸肩腕障害などの 上肢障害 認定マニュアル

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・NPOの実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。

編集 労働者住民医療機関連絡会議  
全国労働安全衛生センター連絡会議

発行 アットワークス tel:06-6920-8626  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)

体裁 A5判・290ページ・ソフトカバー  
定価 1,995円(本体1,900円+税)

# 8月の新聞記事から

- 8/1 東京電力は福島第1原発1、2号機の原子炉建屋間にある屋外の主排気筒下部付近で、毎時10sv以上の高放射線量を観測した。離れた場所から棒の先に計測器をつけて測定、計測した作業員の被曝線量は最大4msvだった。付近には原子炉から放射性物質を含んだ気体を逃がすベント作業で使用した配管があり、東電は「事故時のベント作業の影響とみられる」とした。
- 福島第1原発の事故作業後に連絡の取れない作業員が180人以上いる問題で、経済産業省原子力安全・保安院は身分証明書のコピーなどで不十分な本人確認をしていたとして、東京電力を厳重注意した。
- 8/2 東京電力福島第1原発で3月11日の地震発生後に行方不明になり、約3週間後に遺体で見つかった東電男性社員2人が、当直長の指示で大津波警報発令後に4号機タービン建屋地下で水漏れを点検中津波にのまれていたことが分かった。
- 福島第1原子力発電所事故で国の安全審査指針や技術基準の欠陥が明らかになったと、滋賀県の住民ら約170人が関西電力に対し、定期検査で停止している福井県内の原発計7基の再稼働差し止めを求め大津地裁に仮処分を申し立てた。
- 8/3 厚生労働省は東京電力福島第1原発の作業員の被ばく線量管理のため、国が新設するデータベースに載せる項目や、長期的な健康管理の在り方について、検討会がまとめた方針を公表した。DBは作業員本人が内容を照会できる仕組みとし、離職後も健康相談ができる窓口の設置、一定量以上の被ばくをした作業員の健康診断の定期実施などが盛り込まれた。
- 8/4 東京電力の福島第1原発などで働く作業員の日給は、何重にも「ピンハネ」され、東電が支払う日給は1人10万円程が、最終的に1万円から1万数千円になる。日弁連の「原発労働問題シンポジウム」で原発で働く作業員が説明した。
- 8/5 内閣府は東日本大震災が直接の原因となった自殺者が6月だけで16人に上ると発表。8割超が50歳以上。内訳は男性11人、女性5人。宮城8人▽岩手3人▽福島2人▽茨城1人▽埼玉1人▽東京1人。
- 8/8 上司からの暴言などパワーハラスメントで鬱病になったとして、京都府警山科署刑事課で勤務していた30歳代の男性巡査長が、傷害罪の告訴状を京都地検に提出したことが分かった。巡査長は昨年7月～今年1月、刑事課長代理だった40歳代の男性警部から、職務などに関して怒鳴られるなどのパワーハラを受け、反応性鬱病と診断されたと主張。2人は今春、別々の署に異動した。
- 8/9 JR本州3社（東日本、東海、西日本）と大手私鉄全国25の鉄道各社の集計によると平成22年度の駅員らに対する暴力行為は、過去最悪だった21年度の869件とほぼ同数の868件で、うち56%が飲酒しており、ほとんどが男性。日別では日曜日と金曜日、週末の午後10時以降に集中。年齢別では60代以上が20%で、40代、50代がともに19%と中高年に集中。
- 福島第1原発3号機で作業していた東電社員4人が、計画線量の3msvを超える、3.88～6.55msvの被ばくをした。4人は同日午後3号機原子炉建屋とタービン建屋で約1時間35分、電源ケーブルをつなぐ作業をしていた。
- 8/10 福島第1原発事故の収束作業に従事する作業員の被ばく問題で、厚生労働省は事故直後に引き上げた被ばく線量限度250msvを当初の100msvに戻す方向で検討していることを明らかにした。同省労働基準局計画課は「作業員の被ばく線量は3月以降着実に下がり、元に戻しても大きな支障はない」とし、原子力安全・保安院などと協議中。
- 8/11 福島第1原発で作業にあっていた協力企業の30代の男性作業員1人が熱中症となったと発表した。熱中症の発症者は、熱中症の疑いの人を含め計38人となった。
- 8/21 東京電力福島第1原発の30キロ圏内や計画的避難区域内にある自治体と、職員を派遣した中央省庁、警察、消防を対象に、産業医科大学の高橋謙教授（環境疫学）が実施したアンケートで、中央省庁、警察、消防が「職員被ばくの管理体制が存在する」としたのに対し、回答した12自治体の約7割に当たる8自治体は「存在しない」と回答した。対象は、福島第1原発の30キロ圏内と計画的避難区域に含まれる県や市町村のほか、国土交通省、農林水産省、警察庁、防衛省など計29機関。24機関（83%）から回答があった。外部被ばく線量を完全に把握していたのは1自治体だけで、「一部把握」が4自治体、「全く把握していない」が7自治体。
- 8/23 福島第1原発の高濃度の放射性汚染水浄化装置「サリー」の配管から、毎時3svの高い放射線量が計測された問題で東京電力は、作業員の最大被ばく量が3.47msvだったと発表。
- 8/24 千葉県船橋市の金属製品製造会社「日鉄住金鋼板」船橋製造所で配管工事会社「ミヤコ樹脂工業」の作業員2人が塩酸収納タンクに転落し、タンク内の塩酸を抜き取った後に救出したが、約2時間半後に2人の死亡が確認された。
- 平成14年に大阪府豊中市のプログラマー、北口裕章さん（27）が過労自殺で死亡したのは、達成困難なノルマを課せられたためとして、父が国に労災認定を求めた行政訴訟の判決が大阪地裁であった。中村哲裁判長は「本人の能力からみて、特段困難ではなかった」として、原告の請求を棄却した。北口さんは13年10月に京都市内のコンピューター会社に入社。翌14年6月3日未明、豊中市内の雑居ビル5階から飛び降り自殺した。
- 8/25 東日本大震災の医療支援のため訪れた岩手県で死亡した大阪府職員（49）の遺族が、過度のストレスが死亡の一因になったとして、公務災害を地方公務員災害補償基金大阪府支部に申請した。死亡したのは健康医療部に所属していた男性技師。
- 8/29 東京電力は福島第1原発で汚染水浄化システムの部品交換をしていた男性社員2人が、ベータ線の計画線量15msvを上回って被ばくしたと発表した。一緒に作業していた男性社員1人も同程度被ばくした可能性が高い。
- 8/30 細川厚生労働相は閣議後記者会見で、東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に当たっている作業員の被曝線量について、特例で250msvに引き上げている線量を本来の100msvに下げる方針を明らかにした。